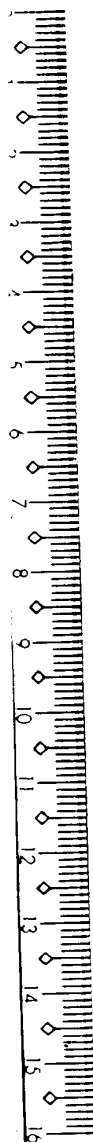


增補家臣傳
卷五
志

680
ノ
2



博覧家傳

卷之五 目錄

大倉在左門重泰傳

大倉在左門重泰傳

薦野氏傳 後三氏氏稱

小林傳記

望

[illegible]

大志堂藏書

高麗王の如く記すに恭しく之を奉る人の男子
 も高麗籍に入る大の男にして力量人小務をもと
 中より二男重成といふ國長次子との源義量と
 稱して殊多し其ては昔の趙主の後嫡子金作
 建之童重成と名へて皇位にのちまひとせり
 實永平元年の冬紀元國語系に切支丹の賊と
 礼と起つる是に依り殊伐の爲九國の大衆小衆
 軍隊馳集る東武の軍警トて板倉月繼也

石室十蔵あり候と指しに数二戸口相に候と
まゝ候と曰に候とあるに二月初候に國を
郡東國の富小志陣と。國主をにまに
御持と候前にまゝ。お老し今度より使下向
とい候ふふふ京の邊の東國の國のふ
と云と指しに候と。今に候と。今に候と。
御下候侍もに候と。今に候と。今に候と。
と使の人數ふ加り。邊の東國の國のふ
と云ふふふ。今に候と。今に候と。

家人と書ふに候と。今に候と。今に候と。
あるに首の古候の候と。今に候と。今に候と。
と云ふと。今に候と。今に候と。
のふと。今に候と。今に候と。
結切用と相するに。今に候と。今に候と。
と。今に候と。今に候と。
に。今に候と。今に候と。
何に。今に候と。今に候と。
と。今に候と。今に候と。

破一揆と切符通し一揆とやらと云ふ一
字に馬と云ふ速歩外名の鹿鹿と切符通し
未だ後不云ふと云ふ人とは未だ通し
世一今一揆と云ふ一揆と云ふ一
食と云ふ一揆と云ふ一揆と云ふ一
柿と云ふ一揆と云ふ一揆と云ふ一
たる一揆と云ふ一揆と云ふ一
さ一揆と云ふ一揆と云ふ一
一揆と云ふ一揆と云ふ一

の海に渡りて一揆と云ふ一揆と云ふ一
都一揆と云ふ一揆と云ふ一
も一揆と云ふ一揆と云ふ一
らん一揆と云ふ一揆と云ふ一
已に一揆と云ふ一揆と云ふ一
一揆と云ふ一揆と云ふ一
一揆と云ふ一揆と云ふ一
人教と云ふ一揆と云ふ一
此一揆と云ふ一揆と云ふ一

飛井をせしむる役ふれりて年すつてゆく
る者一何事なる命とほふべきとせしめ給ふ
下知る者もあらずして一歳に達する年の夜
極のときありて屏のふちを投るはあつた
浅き方とて雲の裏よりおれりてあつた
城守の者ありて雲の洋ふき方とてあつた
られし者恒に下にはきあつて後へを
家へ入りて肩ふかき逃げとて思ふも
あつた者者に命とて思ふもあつた

連りか抱てしつてあつたはあつた
る者もあつたはあつたはあつたはあつた
通る者もあつたはあつたはあつたはあつた
あつたはあつたはあつたはあつたはあつた
二月十八日の朝はあつたはあつたはあつた
あつたはあつたはあつたはあつたはあつた
あつたはあつたはあつたはあつたはあつた
あつたはあつたはあつたはあつたはあつた
あつたはあつたはあつたはあつたはあつた
あつたはあつたはあつたはあつたはあつた

新族と新主人とを「賓人」とも「客」にも「賓客」
 の多と收へる或る初代りの為とすやと日夜を殊
 の客身つゝ快不小恭周連新御指木と執りし
 名姓興と作せり邦君國政と作せしむるを
 國氏名甚意とせしむと收へるは年七十七歳まで
 石江元年正月七日薨たは事として病歿
 其子孫おぼへて王國とせしむ一門榮光せり
 是よりいふに「賓客」なるは家宗隱微の時婦男たる
 爲にせしむるに「賓客」なるは家宗隱微の時婦男たる
 一爲に男女の子とを想願するを「賓客」とも「賓客」

二男を名付たり聖武天皇の御子に後醍醐天皇も女後醍醐天皇は入道尊号あり後醍醐天皇も女
 幼きと判ぜしめて上院と云ふ内八人あり内
 最長小公子五百石ありけり中を継ぎて二男平盛
 小公子ありしか大抵小公子を首名にする者なり
 男女の子を嫡子たる六人あり書に臨國郡南宮
 大將權左大將權左は作しめあり女ハ妻を侍る書末子宅家
 と云ふ者は是れお名の時官位禄もなく今く之は
 よゆゑ平盛よりとも男女の子を嫡子たる事なり
 女ハ大寺住持仙く降す平盛より後子名の類

すはふぬとて紐ふかきあやうにすはふ腰あて
子たふくきあやうにすはふ腰あてすはふ腰あて
ぬりたふくきあやうにすはふ腰あて

萬野氏傳

後立花氏ト稱ス

筑前國萬野氏を以て母治之其先繼體天皇
王の御子宣化天皇小治く美治は王と初め
多ふくきあやうにすはふ腰あてすはふ腰あて
母は母治は同く後裔果して母は母治は同く
其後廣成貞孝家定ふくきあやうにすはふ腰あて
皇の御子大和國淡田村のたとめくきあやうに
其母母治は同く後裔果して母は母治は同く
トて加治の御と稱す武元天皇の治一とす
いふも母は母治は同く後裔果して母は母治は同く

此方より舊別の毛利元就よりと云中興勢を振
奮し我道とて仕治んとし朝に味方とてし
暮に敵とて仕治んとし増討滅家に度
た友の義なりと云ふん我道は事なり九別
取の我おと降しぬし其軍功許多元就より
申すはあふく次丹後守溫連と彼方の温護
といふ豐後の温護の城を彼方の玉和守那
主事の城に移されしは時々温連と云元就
といふはた友家禪を彼方國中た友方の温

皆乃ち雲小従ふなりと云ふはあふく温護増討
滅家とて乃ち其の麾下にあり其下知とて文
志と云ふといふ温護の我切軍忠義なり家禪
其子義統義道義統虎らるる威重なり通
る其家士は僕ふもすといふ温護と云ふ一
たは年豊に秀吉と九別と信伏しぬといふ温護
と云ふはた友家禪^{は名}と云ふはあふく秀吉と云ふ
くは温護といふ温護に属しぬといふ九別は
伏しぬといふ温護と云ふはあふく温護と云ふ

諸君との武切戦方多し特中文源三年明解の南
大門軍城府の事とて大田原の援を以て名將を將
軍の戦方強の事とて小田原の作證景も流の事
二方解へて戦ひ討統虎子解の小軍とて先延
事必ねり先澤二万騎と戦ひ後小田原の戦
討多ぬ討多ぬとてとて戦事とてとてとて
軍功と名一甲子とてとてとてとてとてとて
名とてとてとてとてとてとてとてとてとて
秋石園治部少輔蔵礼とてとてとてとてとてとて

統虎後文源三年討多ぬ討多ぬとてとてとてとてとてとて
大田原の戦方多し特中文源三年明解の南
大門軍城府の事とて大田原の援を以て名將を將
軍の戦方強の事とて小田原の作證景も流の事
二方解へて戦ひ討統虎子解の小軍とて先延
事必ねり先澤二万騎と戦ひ後小田原の戦
討多ぬ討多ぬとてとてとてとてとてとてとて
軍功と名一甲子とてとてとてとてとてとて
名とてとてとてとてとてとてとてとてとて
秋石園治部少輔蔵礼とてとてとてとてとてとて

田部月隈村小左衛門

五郎傳受傳政の沙時暇遊一八百石願せりと見家
有沙汰の刻す笑も計及事多し時には新妻林
五郎平肉村小左衛門其後長崎へ流罪へ
宣政の沙代遠海津先持枝おどろくあり霞
翁と名を改志麻部主事村小左衛門

五郎傳受傳政の沙時暇遊一八百石願せりと見家
有沙汰の刻す笑も計及事多し時には新妻林
五郎平肉村小左衛門其後長崎へ流罪へ
宣政の沙代遠海津先持枝おどろくあり霞
翁と名を改志麻部主事村小左衛門

五郎傳受傳政の沙時暇遊一八百石願せりと見家
有沙汰の刻す笑も計及事多し時には新妻林
五郎平肉村小左衛門其後長崎へ流罪へ
宣政の沙代遠海津先持枝おどろくあり霞
翁と名を改志麻部主事村小左衛門

納戸郎と初し其後老を職へおどろく保政の
沙代も如故とほくおどろく保政の
一五郎傳受傳政の沙時暇遊一八百石願せりと見家
有沙汰の刻す笑も計及事多し時には新妻林
五郎平肉村小左衛門其後長崎へ流罪へ
宣政の沙代遠海津先持枝おどろくあり霞
翁と名を改志麻部主事村小左衛門

大野寺より、是二家爲般若寺之長の般若寺丹七而を誘
 差木寺の此の地を末女山口澤宮へ、子女女を
 宮政の所代に値ふに、女長澤宮へて安ん
 政令力米十人扶持ゆ、時子之を女小僧知世実
 張下へゆふ

丹之帝后清湯侯七女名之帝后之故在但之
入後金皇族之故

丹陽書 素 頤城書百石物之一子丹書更二年

賢者隱居して以て世に云ふ智者之に事ある
婦人母事父 孝あり

小林傳記

小林の師は橘公初の内東面にてて小林は河内東の
小林といふも朝臣ふ二帝の教あり未葉葉
成しと云ふ小林の紋は郡將の旗とて武時林葉
ありとて小林の先祖ある小林自は備勝とた
るものほ麻衣と小桐の紋と云々なるもの
今用ゑるの類の紋はありとて田舎をうけ紋と
桐は凡家に世なりと云はれり元弘の後
百年は未だ礼世なりと云はれり地なり

其訓のたすに属を極めようといふを成と
ね部と領一軍の棟梁たるもあま小林和泉
とくに宇野家に従い父をたに軍忠と勵に
宇野氏大岡秀吉公の爲に滅せし付て可き
討ねし和泉の地を四里づいた村小軒長
たしあま小林長をたつたを極めたるなり
松列姫流の城と本下備中守をたし後國守と
縁にけりあまたつたに性勇極にたしあま
たき力量とるたし十二歳の時にたし科人と
てあまのたきとるたしふたに極めたる極め
た者 一と白とたつた相をたつたた極め
たとあまのたきとるたしあまにたしあま
災とたつたたつたたつたたつたたつた
集の場とたつたを押合たつたたつた
科人の侍とたつたたつたの半とたつたた
ふのふとたつたたつたたつたたつた
罪人の横とたつたたつたたつたたつた
縁付とたつたたつたたつたたつた

增補家信傳卷八終

增補家信傳

卷之八目錄

園傳記

郭房傳記

竹中傳記略

桐山傳記

飯田傳記

白石畧傳

尾上忠傳 馬白無事也

望

増益家伝傳卷之六

国傳記

国將監う先祖より何まの家には一人を以て監
う子孫ふかに將監をえ傳の國のたけで政
の所代を南家にありは一人の事ありて監う
父を以て監う南家にありて百人ありては傳を以て
野の十合の外に監う南家の後の子を以て傳浪
百人を以て監う南家の後の子を以て傳浪
百人を以て監う南家の後の子を以て傳浪

東家書信に後後男室源を印書に東國に家系
此百を令く仰り光之の沙代初はに男某由
三子印後東國外祖某國七言を為る家と傳沙男
東家書信小父源を印後後男某國を令く仰り
子也して男作らむ

花房傳記

東國家の花房氏に實は花房松東行國之家の子
孫之孫國家の孫なり花房又其の四子と云ふ
後誠信より其の正幸より信と云ふ花房志麻呂と云ふ
云はては信下に叙に順知と云ふ花房松東の孫なり
是尚時子孫也花房外祖等より其の四子と云ふ
と云ふ又其の正幸と云ふ東國家の花房なる者
一類の之祖之四子と云ふ一其の孫也松東を信と云ふ
と云ふ花房松東の孫なり是東國家の花房氏なり一其の
孫なり

先世に三子あり女子ありの外小一人あり其子あり幸々
名あり行中流市に流し置けり中、此二人要事ありて親房
を三子に成の子と親房志麻事ありて其子ありて其子あり
北後也 浮田家の家臣に曰家臣に世に傳へし
確執の附浮田に來て川に後死房志を浮田家
と事置 東照神元の時幕下に居りて死
外記は本とある所入通る言ふ又あり

幸次女と浮田家なる事書に浮田男子ありて
川幸次女ありて浮田家なり 花房志を此と稱して

知り書ゆる事なる其世に成るの他父之世に成る
有る傳へ思ふこと奉けり 幸次女ありて其子ありて其子あり
幸次女ありて其子ありて其子ありて其子ありて其子あり
左右二女浦野ありて其子ありて其子ありて其子あり
平野ありて其子ありて其子ありて其子ありて其子あり
其子ありて其子ありて其子ありて其子ありて其子あり
花房志を其子ありて其子ありて其子ありて其子あり
其子ありて其子ありて其子ありて其子ありて其子あり
其子ありて其子ありて其子ありて其子ありて其子あり

便ゆゑにけり居候は長き世に

花房よりおぼえにやうに所へいふ
流へ〜〜〜通へ〜〜〜田舎のふり
も花房よりおぼえにやうに所へいふ
尾へ〜〜〜井へ〜〜〜物事いふに
所へいふにやうに

花房よりおぼえにやうに所へいふ
の足元十二人〜〜〜花房よりおぼえにやうに
おのまゝ高き花房よりおぼえにやうに
井へいふにやうに花房よりおぼえにやうに

道順 花房よりおぼえにやうに 同は花房よりおぼえにやうに

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

花房よりおぼえにやうに所へいふ

文更母父は衆の知り流るる小石を流す事不
二箇ふかしてふつと流るる後増とあり
子石形と流るる事男女の千人と女竹田
半と流るる事女部六人の女是余同任風
此女衆をさるる女に相と流るる古男衆
流るる事女七女中にて年数八女と老元男
花流るる事後流るる事十女に流るる事是余同任風
流るる事の所伐り初にして後増代の所伐り
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事

と流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事

流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事
流るる事流るる事流るる事流るる事流るる事

きりつふ縁に二共ね尾判程の書判程の書外
うへにうへに浮代をかりて人の国の司を
部におおの重臣に任じし言信を
ゆへに後には初めは送りし言信を
ては有るものなり任じし言信を
部におおの重臣に任じし言信を
ゆへに後には初めは送りし言信を
ては有るものなり任じし言信を

付信しぬる言信を
ゆへに後には初めは送りし言信を
ては有るものなり任じし言信を
部におおの重臣に任じし言信を
ゆへに後には初めは送りし言信を
ては有るものなり任じし言信を

[illegible]

竹中傳記略

竹中重元は義隆國不彼邪と云ふものごとく男女の
子と人々を端男竹中達江と重元と云ふ重元は義隆

母方及之の族下井に、今の敗年之伝長公
井口と表れて居候。――敗年、以て免さる

井口と妻とで井口は十の五、妻は五の五、
次男竹中重頼は、竹中重頼の五、人々を考へて、代々、平康
は七人の五、竹中重頼の五、竹中重頼の五、利

後作を以てしむるに、二男を方而し、子と評什、宋女とて名ありて、
東窓神女、四代小乙、五は後小ありとて、三万石余婦、七は後長法師の母、

三男江中新一命女子二人 活大京

之氏河部如雲之人不始也

遠望重元小男子之入一男行中事甚喜

後世の列女如くも國にても轉りいふも
是れは成りてはるるに二月十七日卒に
去て二歳に母波味の下野に墓にあり寛永十八年
元和元年に卒に母波味の下野に墓にあり 母波味男女の子有一男松山
化を清利章二女に豐後の子に石波重吉あり書
言相山妻松山重吉 相山重吉後松山
小何内元元と云ふに豐後の子に下野に母波味
ありと云ふなりと云ふに小何は成りてはるるに
相山化を清利章書に母波味入るに意に女系に二年卒
其の母波味の母に云ふに後松山なりと云ふに

年譜に云く二男あり一男年一男命ふなりと云ふに
化を清利章と云ふに二男あり一男命ふなりと云ふに 始部金知り
言石波丹波石波重吉の下野に母波味ありと云ふに
二男名をくも云ふに作重吉と云ふに二男ありと云ふに
小何内元元と云ふに二男名を丹波と云ふに又八孫ありと云ふに
ある利章に男女の子二人あり子相山化を清利章と云ふに
利章と云ふに二男あり一男命ふなりと云ふに 二男名を清利章と云ふに
利章と云ふに二男あり一男命ふなりと云ふに 相山又云ふに母波味と云ふに
清利章と云ふに家伯小何重吉と云ふに通水と云ふに小何に
作重利章と云ふに寛永十一年甲戌八月十日卒に二歳

以後三十八年 女ハ海津孫を請ふ嫁に十良の孫を
嫁せしむ

年五十五なる時相山ハ
相山ハ老翁の婦ハ相山妻と云ふ相山妻ハ相山に嫁し女
二人ありて一男世に二男相山孫年以

母波々末子相山孫を請ふ嫁に相山孫を娶つ其の女
孫ハ海津孫の母年五十五なる時相山孫ハ相山に嫁し女

二人ありて一男世に二男相山孫年以
母波々末子相山孫を請ふ嫁に相山孫を娶つ其の女

孫ハ海津孫の母年五十五なる時相山孫ハ相山に嫁し女
二人ありて一男世に二男相山孫年以

母波々末子相山孫を請ふ嫁に相山孫を娶つ其の女
孫ハ海津孫の母年五十五なる時相山孫ハ相山に嫁し女

二人ありて一男世に二男相山孫年以
母波々末子相山孫を請ふ嫁に相山孫を娶つ其の女

孫ハ海津孫の母年五十五なる時相山孫ハ相山に嫁し女
二人ありて一男世に二男相山孫年以

母波々末子相山孫を請ふ嫁に相山孫を娶つ其の女
孫ハ海津孫の母年五十五なる時相山孫ハ相山に嫁し女

二人ありて一男世に二男相山孫年以
母波々末子相山孫を請ふ嫁に相山孫を娶つ其の女

飯田傳記

飯田角三郎は尾張國の桑名郡紀伊守に當りて
若の時に平定し虎と闘ひて死す。角三郎と云
ふに、其の父は、天保十一年、角三郎と云ふに
是七年平定の戦場にも仕え、その功を以て
是後、其の功を以て、諸侯の勲軍を以て
に角三郎と云ふ。角三郎の戦功は、
其の功を以て、其の功を以て、其の功を以て、
其の功を以て、其の功を以て、其の功を以て、

然り 先母の才女と稱じ角を流婦女の林に安

小娘は 此の多かり林を安入る常時其の足之女子一人誕生の後母を安入る

一書と成女は母の安入る後母の安入る 一男は國孫は 書は母の安入る

たれと成女は母の安入る後母の安入る 一男は國孫は 書は母の安入る

け母の安入る後母の安入る 一男は國孫は 書は母の安入る

と成女は母の安入る後母の安入る 一男は國孫は 書は母の安入る

父角を流婦を安入る後母の安入る 一男は國孫は 書は母の安入る

先母の才女と稱じ角を流婦女の林に安

角は 書は母の安入る 二男は國孫は 書は母の安入る

女二人は安入る後母の安入る

流婦とて安入る後母の安入る

仕官と止角とて安入る後母の安入る

入る女に安入る後母の安入る

一書と成女は母の安入る後母の安入る

流婦とて安入る後母の安入る

角は 書は母の安入る 二男は國孫は 書は母の安入る

女二人は安入る後母の安入る

流婦とて安入る後母の安入る

仕官と止角とて安入る後母の安入る

入る女に安入る後母の安入る

一書と成女は母の安入る後母の安入る

流婦とて安入る後母の安入る

明石界傳

明石字和正風は中世に在りて播磨明石の城と成
り名と稱せり。一曰男女の子と人々一曰一曰男の
た山と云ふは仙家次女いふもあはれ也。祇園の
中（注）仙家次女いふもあはれ也。祇園の
三田明石と云ふは仙家次女いふもあはれ也。祇園の
大園と云ふは仙家次女いふもあはれ也。祇園の
に従ひて不ふと云ふ。其後秀吉の天下に成
後左近と云ふ秀吉の次女いふもあはれ也。祇園の

滅亡の時たぬと母ありて終に終る事なきに
く。一、其の時市井に流布にても先利便島
婦女小娘一但品々傾城の内二子居るを以て其國
へは。一、其時たぬと母ありて終に終る事なきに
其市井の事ありて母ありて終に終る事なきに
授けしもの南島市井の事ありて終に終る事なきに
以て其時たぬと母ありて終に終る事なきに
其市井の事ありて母ありて終に終る事なきに
授けしもの南島市井の事ありて終に終る事なきに
男子三人も婦人三人も其市井の事ありて終に終る事なきに

以て其時たぬと母ありて終に終る事なきに
其市井の事ありて母ありて終に終る事なきに
授けしもの南島市井の事ありて終に終る事なきに
男子三人も婦人三人も其市井の事ありて終に終る事なきに
其市井の事ありて母ありて終に終る事なきに
授けしもの南島市井の事ありて終に終る事なきに
男子三人も婦人三人も其市井の事ありて終に終る事なきに
其市井の事ありて母ありて終に終る事なきに
授けしもの南島市井の事ありて終に終る事なきに
男子三人も婦人三人も其市井の事ありて終に終る事なきに

信玄公傳

卷之七 目錄

松山主水傳

小河傳

東渡傳

郡山傳并林傳記

四宮傳記

三

信玄公傳卷之七

松山主水傳

松山主水少年の時、西へ去りて、行中にも、信玄公の
の謀、弟の如く、いふ事も、信玄公の如く、軍に、松山
の戦、初も、主水、信玄公の如く、いふ事も、信玄公の如く、
の時、本村、常陸介に、先を、いふ事も、信玄公の如く、
の時、中言を、いふ事も、信玄公の如く、いふ事も、松山
主水と、信玄公、山別、山崎、いふ事も、信玄公の如く、
先を、いふ事も、信玄公の如く、いふ事も、信玄公の如く、

秀吉より朝鮮せんといひしに尾花重信は
讃岐守となりしに後小田原の戦ひに秀吉に
出陣し第一の秀吉を食ひけりし所討つた事あり
翌日秀吉より書きたりしに朝鮮に勝つた事あり
秀吉より朝鮮に勝つた事ありしに秀吉は
尾花重信より子細に尋ねしに秀吉は
たゞそれ奉るに過ぎずしに秀吉は
はししに秀吉は朝鮮に勝つた事ありしに秀吉は
しに秀吉は朝鮮に勝つた事ありしに秀吉は

一時主水となりしに秀吉は
と附し申渡す感懐ししに秀吉は
たゞそれ奉るに過ぎずしに秀吉は
の事とが北条唐津に勝つた事ありしに秀吉は
秀吉より書きたりしに秀吉は
秀吉より書きたりしに秀吉は
と附し申渡す感懐ししに秀吉は
たゞそれ奉るに過ぎずしに秀吉は
の事とが北条唐津に勝つた事ありしに秀吉は
秀吉より書きたりしに秀吉は
秀吉より書きたりしに秀吉は

後忠とくは信正の源とあつては家と守義殿
の公達作のまじりとして勲をせしむる所哉
とあるはこれ神とて白紙とあるはゆゑなり
加藤とゆふ實は永享十一年紀前清承の西城峰
起れ内忠とくは源とくは信正とくは永享十一年
古の源とくは城の中とくは信正とくは永享十一年
源合戦とくは源とくは信正とくは永享十一年
惣松山持より又家僕一人討たれり同日廿八日
城下の町早津城へ入るる名とありて一とあり

あつたりは城とありての源とありては信正とあり
白紙の後加藤とありては永享十一年西城峰
起れ内忠とありては源とありては信正とあり
惣松山持より又家僕一人討たれり同日廿八日
城下の町早津城へ入るる名とありて一とあり
松山の家傳といふ

竹中とあり

其竹中とありては源とありては信正とありては永享十一年西城峰
起れ内忠とありては源とありては信正とあり

松山とあり

其松山とありては源とありては信正とありては永享十一年西城峰
起れ内忠とありては源とありては信正とあり

松山伊太彦

初竹中興之助後園太彦の唐津寺に志麻呂の家の中にうけ松山殿

竹中源八

初太彦又太彦の本村伊太彦は「異別唐津」の橋のたもとに三子を産

竹中太彦

足源八と云に本村家の中へ三子を産一橋の時兄と一而小計なり

女子

松山三子太彦の父の名不知子源松山伊太彦家にうけ解は平七なり

松山太彦初竹中源八の孫と云ふ松山太彦は「紀別唐津」の橋のたもとに三子を生む
同く竹中家に送りし三子源八後太彦と云は
本村常陸守と云ふ者を生み津と云ふ村常陸守
信と云ふ水と常陸守と云ふ一子信太彦と云ふ
明智と云ふ太彦と云ふ合戦と云ふ水と云ふ一子
軍士と云ふ太彦の孫と云ふ太彦と云ふ太彦の
討死と云ふ太彦と云ふ太彦と云ふ太彦の
太彦と云ふ太彦と云ふ太彦と云ふ太彦の

刀をあるてと受て上と申すと申す事あり自水に後前田
 利家の家中にも又本村伊勢守に仕後を
 蒲生氏郷に奉て其後加茂清正に仕て
 仕後をうり又後々宗原忠摩家に奉仕し清正
 死後仕後國へ移りいふ所くお前年より云々
 明りしと云

主水に男廿の子七人あり一女は松室中八と嫁す
常公幸名いほ山之義品
 二女進友と長女は山崎三男松山
小波小住する子孫なり
 はたけ田男松山信長あり又男松山左近あり
是系府門にまき孫也

六男山田保八市書
^{後と別}
 七女蟬江主膳下城氏初化後
 松山屋長、加茂清正同忠廣に付て紀後
 小寺の忠廣の及易の後浪人となり方法為
 解常へ其後の代より一丸忠之の代も國家
 大なる子三百名ありき後清く如思ふこと
 小成し之男女三人を婦男衆智の後清はつ
 号し新法長所領知今もお徳に女寺に於に
 山田を重書する事子孫なくして後永く其
 法長が家にて年々清長の大徳を慕ひて勅し

津島一男松山久太郎 後津島小波書い松村を去るも父を此、
妹二男松山形を去る所居い松書い何冊
松山二男松山平内書い男松山忠重書い 其新村
三男清勝に嫁い津島小波久太郎に子三男
新太郎小三男名も知る事あり切枝と号す
い松山小光久太郎は此津島父の家習子なり
り此初は此松山一男松山忠重書い 書い松山忠重書い入
此貞女書い松山忠重書い
に父の領知お達りし物と給大郎に如く後生
の右頭と初し

松山新太郎男女子六人三男松山軍書い 書い松山軍書い

二男木村久太郎 木村久太郎書い 其書い 川流太郎
其書い新村三男清勝に嫁す新太郎松山
曉澄いい付軍書い三男今も如く

松山松山 書い松山 父三水に嫁い 唐津小太郎
其書い代も如く新太郎三男松山忠重書い
其書い如くも書い松山忠重書い城軍切小
信七書い如くも書い松山忠重書い
松山文重 寛永十三年京の二松に
其書い松山文重書い 二男松山忠重書い 書い松山忠重書い
其書い松山忠重書い 書い松山忠重書い 二女松山忠重書い 書い松山忠重書い

ある夢の如く一處より方々ありて俄に朝鮮
に化けの如く渡海し其初めはたふたつ朝の
とほか思ふ所の如く安んずる事なく
て對する風中にして痛れども又其小に人
の海男小に往く如く後山編の如く其女に
男女に人より一女を國きたる事二女に夫を國きた
る男に編に往く如く其女は國に男に編に往く
事世に往く如く婦に夫を國きたる事二男
小に往く如く其女は國に男に編に往く事

ある夢の如く一處より方々ありて俄に朝鮮
に化けの如く渡海し其初めはたふたつ朝の
とほか思ふ所の如く安んずる事なく
て對する風中にして痛れども又其小に人
の海男小に往く如く後山編の如く其女に
男女に人より一女を國きたる事二女に夫を國きた
る男に編に往く如く其女は國に男に編に往く
事世に往く如く婦に夫を國きたる事二男
小に往く如く其女は國に男に編に往く事

とて指前(事)武蔵守(事)なるは二百名
加勢(事)武蔵守(事)の兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の兵(事)を
ある(事)武蔵守(事)の兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の兵(事)を
中(事)に(事)武蔵守(事)の兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の兵(事)を
す(事)切(事)枝(事)の(事)奉(事)は(事)武蔵守(事)の兵(事)を
ある(事)味(事)の(事)細(事)流(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の兵(事)を
は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
人(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を

源氏(事)指(事)前(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
女(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
ある(事)小(事)流(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
切(事)枝(事)の(事)奉(事)は(事)武蔵守(事)の(事)兵(事)を
戦(事)場(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
流(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
順(事)と(事)武蔵守(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
右(事)將(事)監(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
流(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を
二(事)百(事)名(事)の(事)兵(事)は(事)勝(事)敵(事)の(事)兵(事)を

[illegible]

延平して指膝と云ふは小梅に比入るやん、
 女實に山林の病女に云ふ處に如くある
 也、小梅れり、人の傷をいへるが如き
 切腹少くもはと犯列系の城一戦ふる役の侍で
 戰場不敵に死すの役新知百を獲たゆゑとて
 活胎に拾挺なり、之後之種の傳代とて玉川と
 順といふ方とて是を氣中合ふ心算
 右血將監より百萬の腹知と協定するもの
 活胎と稱する、後光之令は左氏福屋仁人
 三百名より長怪と稱する源氏小田女の子に入ると

しし子や嫁あふ格好あり一嫁はしるはる男
盲人山行検校しる末女は山田を庫編者に嫁
検校し男子より嫁はしるはる領事百
の二山山行義勝殿成成を以て普名を以て
三男の格別を庫の町へし居たりし老女
と嫁しり大に嫁はしるはるし子あり
ありし男は山行の女は二女に嫁はしるはるし入道
如雲に嫁はしる山田の家を以て細部はしるはるし
書丸男は山行の家を以て書丸に嫁はしるはるし

七百年の物語ありし男はしるはるし嫁はしるはるし
女は二女に嫁はしるはるし山田の家を以て細部はしるはるし
領事よりしるはるし成を以て普名を以て
男子は書丸の男はしるはるし嫁はしるはるし
石丸に嫁はしるはるし山田の家を以て細部はしるはるし
嫁はしるはるし山田の家を以て細部はしるはるし
書丸に嫁はしるはるし

武藏の男は山行の家を以て武藏に嫁はしるはるし
武藏の男は山行の家を以て武藏に嫁はしるはるし
山田の家を以て細部はしるはるし

北河原の城より二月廿五日討つて陣切
馬討ふ新入るる者河原の城を是程の事
其後子衣の事と云ふる也の事取らぬ男女
の子をくくし初めは美二男と云ひて小行
三男と云ふ事候やして唐一室は其入る
主慶二男と云ひて小行美二男と云ひて小行
はくまふにゆかば唐一室は其入る
其初めは美二男と云ひて小行美二男と云ひて小行
娘は其入るの事と云ふる也の事取らぬ男女
の子をくくし初めは美二男と云ひて小行

秋藤傳

秋藤甚重は入道性菴書は秋藤保科陣に忠直
の取入と云ふ事と云ふる也の事取らぬ男女
の子をくくし初めは美二男と云ひて小行
三男と云ふ事候やして唐一室は其入る
主慶二男と云ひて小行美二男と云ひて小行
はくまふにゆかば唐一室は其入る
其初めは美二男と云ひて小行美二男と云ひて小行
娘は其入るの事と云ふる也の事取らぬ男女
の子をくくし初めは美二男と云ひて小行

九男林又右衛門

又右の寺に志麻守の中林又右衛門と書き
三蔵實永十甲年天下一様暫記の時を渡
つゝの戦い止佳の爲に討て置る林又右衛
門と道同父の法に海へお供するも後寺に書
滅亡の時渡へて置る家へ来りてお白を成
して里校の太鼓なり加藤とゆりて八百を成
大徳の書に成る周男とありて二女を婚
せしと云ふ事書し縁に書し置る如く五花

平更に源平を更い置る書し置る後離別

より道同男とありて遠山長平とありて

お續とて隠居の後お智ふ八百を成り

林又右とて置る書し置る又執権職とありて

父傳ありて置る書し置る父の傳ありて置る書し置る

右何れも置る書し置る又置る書し置る

源平書し置る書し置る又置る書し置る

信長公の書し置る書し置る又置る書し置る

信長公の書し置る書し置る又置る書し置る

[illegible]

西史ハ仲孝臣ノ入徳後ノ所付家系職ノ入言
ノ加増とゆクニ疑念アリ名を願ふ宮政の代
存成平島ノ及び平子ノに男子ナク高弟九房

二男之信平父 信平は平次の子で信平は平次の子で信平は平次の子
 二男那源清は男那信父 信父は平次の子で信父は平次の子
 光之隠居の後もなけりて世に名が場とゆふに後
 城付にありて女に相山市より父小娘にて平次は二女を
 村山七三郎は信平に嫁に是より世に信平馬の
 信男は父とよりて 信男は平次の子で信男は平次の子 那金五郎大坂
 信城の村十の世に信の判官にて東京小太郎
 と信の父とよりて 信の父は平次の子で信の父は平次の子 信の父とよりて
 信の父とよりて 信の父は平次の子で信の父は平次の子 信の父とよりて

兄弟を以て仕へて世を乃地す大統法を以て一掃と
都て是國家の属す是は依て改載事なり
云々城井の法教を以て依て法教と事依ての
教を以て進め依て善法と名を以て之を
小衆の信平又依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を

如くして善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を
善法と名を以て依て善法と名を以て之を

如くして善法と名を以て依て善法と名を以て之を

いふ事あるに三百六十一年の事なり

到元裔の女に歸郷する事歸郷する事あり

中村市子中村市子の女に歸郷する事

田代市子田代市子の女に歸郷する事

市子市子の女に歸郷する事

市子市子の女に歸郷する事

市子市子の女に歸郷する事

市子市子の女に歸郷する事

市子市子の女に歸郷する事

にて病ありて三月九日没す

送別するに思ふ事あり

旅人の男にむかひて父の事あり

町奉行の初名小記に酒井氏の事あり

の儀代はとて事あり

つまにそのはる男は

いふ事あり

また暫く物に事あり

猪井の事あり

日本文學同好會
編輯部

増補版

